



町内会等の法人化の手引き (地縁による団体の認可)



【郡山市ウェブサイトにも関係情報や各種様式を掲載しています】

※二次元バーコードを読み込んでください



郡山市
市民・NPO活動推進課

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
認可制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
対象団体・・・・・・・・・・・・・・・・	2
認可地縁団体の主なメリットとデメリット・・・・・・・・	3
認可地縁団体の成立・・・・・・・・	3
1 申請の流れ・・・・・・・・	3
2 認可要件・・・・・・・・	4
3 規約の整備・・・・・・・・	4
4 認可申請手続及び申請に必要な書類・・・・・・・・	5
5 認可及び告示・・・・・・・・	6
6 印鑑の登録・・・・・・・・	6
7 認可地縁団体に関する証明書・・・・・・・・	7
8 認可地縁団体の告示事項又は規約の変更に関する手続・・・・・・・・	7
9 認可地縁団体に関連する手続・・・・・・・・	8
10 認可地縁団体の不動産登記手続・・・・・・・・	8
11 認可地縁団体の課税関係・・・・・・・・	8
12 不動産に係る登記の特例制度　・・・・・・・・	9
13 認可の取消と解散　・・・・・・・・	10
14 認可地縁団体の合併　・・・・・・・・	10
15 認可地縁団体の規約作成例　・・・・・・・・	11
16 参考法令・・・・・・・・	31
・ 地方自治法	
・ 地方自治法施行規則	
・ 郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	

はじめに

町内会等（地縁による団体）は、その法的地位を「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格が認められていませんでした。そのため、町内会等で所有する集会所などの不動産の登記名義は、当該団体の代表個人または役員の共有名義の場合が多くあり、次のような問題が生じることがありました。

- ・ 登記名義人の死亡による相続問題
- ・ 登記名義人の債務不履行による債権者からの不動産差押えなど
- ・ 登記名義人の転居による名義変更など

認可地縁団体制度は、このような問題を解消するため、町内会等が地域的な共同活動を円滑に行うために必要であれば、市長の認可を受けることにより、法人格の取得を可能とするものです。

この手引きでは、町内会等が、法人格を取得するための手続きなどについて解説していきます。

認可制度について

この認可制度は、不動産を保有又は保有を予定している町内会等に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記等を可能にする趣旨で、平成3年4月2日の地方自治法の改正により創設された制度です。

また、令和3年11月26日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第11次地方分権一括法）による地方自治法の改正により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得することが可能となりました。

対象団体

この制度は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地縁による団体）、いわゆる町内会等を対象としていますので、次のような団体は対象となりません。

- ・ 特定の目的の活動だけを行う団体
 - 例えば、スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など
- ・ 構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体
 - 例えば、老人会や子供会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など

認可地縁団体の主なメリットとデメリット

1 メリット

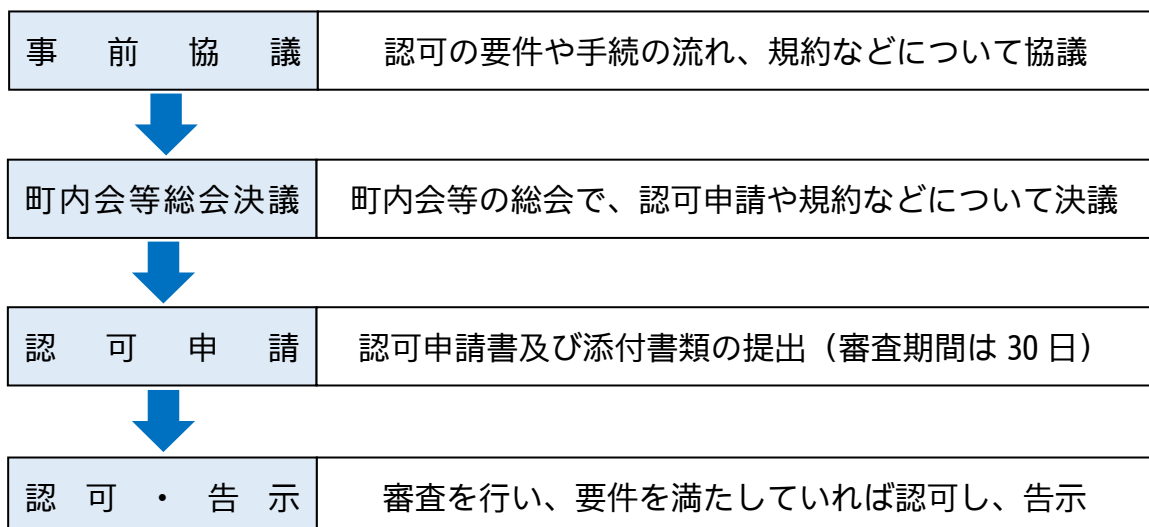
- (1) 保有する集会所やその敷地等の不動産を団体名義で登記することができるようになり、適切な資産管理ができる。
- (2) 各種契約を団体名義で契約することができ、町内会の活動が充実する。
- (3) 法律上の責任の所在が明確になる。
- (4) 個人の財産と町内会の財産との混同を防止することができる。
- (5) 対外的な信用を獲得することができる。

2 デメリット

- (1) 団体の規約を地方自治法第 260 条の 2 第 3 項（31 ページ参照）に即した規約に変更する必要がある。
- (2) 代表者（会長）の変更、規約の変更、解散やその際の財産処分等について、市長への届出や認可が必要となり、事務的な手続きが認可前より多くなる。
- (3) 法人格のある団体として、各種の書類作成や手続きなど、法令に即した責任ある運営を行う必要がある。
 - ・ 財産目録の作成と備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 1 項）
 - ・ 構成員名簿の備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 2 項） など

認可地縁団体の成立

1 申請の流れ



2 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法では次の4つの要件を満たすことを求めています。

【根拠法令】地方自治法第260条の2第2項

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者（地域内の個人の過半数）が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

3 規約の整備

規約については、次の事項を定める必要があります。

作成の際は、11ページの「認可地縁団体の規約作成例」を参照してください。

【根拠法令】地方自治法第260条の2第3項

(1) 目 的

活動内容を具体的に定めます。

(2) 名 称

〇〇〇町内会・〇〇〇自治会等とするのが一般的です。

(3) 区 域

客観的かつ明確に定める必要があります。

(4) 主たる事務所の所在地

代表者の自宅又は集会所等に置くのが一般的です。

(5) 構成員の資格に関する事項

- ①区域内の住民は誰でも構成員となることができます。
- ②認可地縁団体は区域内の個人の加入を拒んではなりません。

(6) 代表者に関する事項

代表者 1 名、選出方法、任期、権限及び委任する事務を定めます。
※町内会等の代表者が、そのまま認可地縁団体の代表者となります。

(7) 会議に関する事項

通常総会・臨時総会等の招集方法及び決議事項を定めます。

(8) 資産に関する事項

資産の構成や取得、処分等の管理方法を定めます。

4 認可申請手続及び申請に必要な書類

認可の申請は、町内会等の代表者が申請書に次の書類を添えて、市民・NPO 活動推進課（電話 924-3471）に行います。

【根拠法令】地方自治法施行規則第 18 条第 1 項

添付書類	確認事項
規 約	規約には下記事項を定めていなければならない。 ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項
議事録の写し (認可申請に対する 町内会等の議決)	認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの ※役員会や評議会の議事録は不可
構成員名簿	区域に住所を有する全ての個人が構成員となることが でき、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ※名簿は世帯主のみではなく、構成員となる個人を記載 し作成する必要があります。 ※相当数とは「過半数」と解釈されています。
旧規約	区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持 管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な 共同活動を現に行っていることを証する書類
総会資料 (過去 2 年分程度)	
議事録の写し (役員選出に対する 町内会等の議決)	・申請者が代表者であることを証する書類 ・議事録は代表者を選出した総会の議事録の写しで、議 長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの

就任承諾書	・ 就任承諾書は申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書で、申請者本人の署名又は記名押印のあるもの（書式は任意）
区域がわかる図面	区域が客観的に確認できる図面
その他の書類	・ 代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無に関する書類 ・ 代理人の有無に関する書類 （※いずれも「無」の場合は、提出不要）

5 認可及び告示

申請後、要件に適合していると認められるときは、市長が認可し、告示します。

認可を受けた地縁による団体は、法律上、法人格を有し、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うこととなります。

【根拠法令】・ 地方自治法第 260 条の 2 第 5 項及び第 10 項

・ 地方自治法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号

告示事項

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- (7) 代理人の有無
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

6 印鑑の登録

認可地縁団体の代表者等は認可地縁団体の印鑑を登録することができます。

申請先は、市民・NPO活動推進課（電話 924-3471）となります。

【根拠法令】郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第 2 条

(1) 印鑑の登録に必要なもの

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 登録する印鑑
- ③ 代表者等の実印
- ④ 代表者等の印鑑証明書

(2) 登録できない印鑑

- ① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが、一辺の長さ 8 ミリメートル以下の正方形に収まるもの
又は一辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ③ 印影を鮮明に表しにくいもの

7 認可地縁団体に関する証明書

交付手数料は、1 通当たり 250 円です。

申請先は、市民・NPO活動推進課（電話 924-3471）となります。

【根拠法令】・地方自治法第 260 条の 2 第 12 項

・郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第 10 条

種 類	必要なもの
告示事項に関する証明書	① 証明書交付請求書
認可地縁団体印鑑登録証明書	① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 ② 登録した印鑑

8 認可地縁団体の告示事項又は規約の変更に関する手続

認可地縁団体が、告示事項である代表者や規約を変更したときは、市長への届出や認可が必要です。次のような手続を行う必要があります。

なお、規約を変更する際は、事前に市民・NPO活動推進課（電話 924-3471）まで御相談ください。

【根拠法令】地方自治法第 260 条の 2 第 11 項及び第 260 条の 3 第 2 項

内容・時期	種類	必要なもの
代表者を変更したとき	告示事項変更届出	① 告示事項変更届出書 ② 代表者の変更を決議した総会議事録の写し （※議長及び議事録署名人の署名又は記名押印が必要） ③ 代表者就任承諾書 ④ 認可地縁団体印鑑（※登録をしている場合）
規約を変更したとき ※ 1	規約変更認可申請	① 規約変更認可申請書 ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類 ③ 規約の変更を決議した総会議事録の写し （※議長及び議事録署名人の署名又は記名押印が必要）

※ 1 規約の変更が、告示事項の変更を伴う場合は、認可後、「告示事項変更届出」の手続きが必要です。

9 認可地縁団体に関連する手続

種 類	手続時期	必要なもの	手続き先
法人設立届	地縁団体の認可を受けたとき	①規約の写し	市民税課 (924-2081)
法人市民税減免申請 (収益事業がない場合のみ)	毎年 納期限 7 日前の 4 月 23 日まで ※ 1	①法人市民税確定申告書 ②法人市民税減免申請書	
固定資産税課税免除申告 (集会所等公共的なものが対象) ※ 2	随時	①課税免除申告書 ②利用状況が確認できる書類 (図面、写真等)	資産税課 (924-2091)

※ 1 提出期限・納期限が土・日曜日及び祝日にあたる場合は、その翌日が期限となります。

※ 2 固定資産課税免除申告は、認可地縁団体でない場合も、集会所等対象となる不動産を管理している場合は申請の対象となります。

また、減免申請後、所有者・面積等に変更がなければ以後の申請は不要です。

10 認可地縁団体の不動産登記手続

認可を受けた地縁団体は、権利能力を取得することにより、当該団体名義で不動産等の登記を行うことができるようになります。この場合の不動産手続は、一般の法人による不動産登記と同じです。

なお、これまで代表者の個人名義等で登記していた町内会等の不動産の場合、「委任の終了」の原因により認可地縁団体名義に所有権移転登記をすることになります。

詳しくは、福島地方法務局郡山支局（電話 962-4500）にお問合せください。

11 認可地縁団体の課税関係

(1) 認可後は、新たに法人税、法人事業税及び法人住民税等が課税されます。

①法人税及び法人事業税は、収益事業のみが課税対象となります。

②法人住民税は、収益事業を行っていない場合に限り減免の対象となります。

詳しくは、郡山市市民税課（電話 924-2081）にお問合せください。

(2) 認可後も、それまで課税されていた固定資産税等の取り扱いは変わりません。

12 不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体名義で不動産の登記を行うにあたり、登記関係者が多数存在し、かつ所在不明になっているような場合、登記手続を円滑に行うことができないことがあります。そのような場合、特例制度を利用することで、認可地縁団体が単独で登記申請を行うことができます。詳しくは、市民・NPO活動推進課（電話 924-3471）へお問合せください。

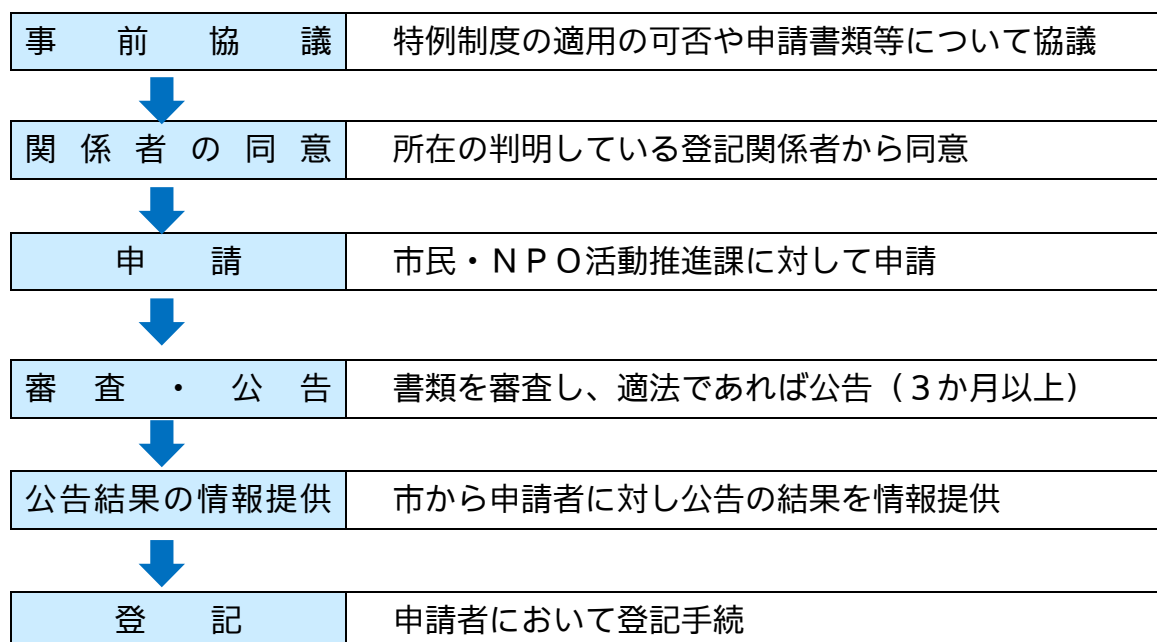
【根拠法令】地方自治法第 260 条の 46

(1) 要件

- ①申請団体が、地縁団体として市の認可を受けていること。
- ②認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ③認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ④当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。

※登記関係者が多数存在する場合でも、全て所在が判明している場合は、この制度を利用することはできません。

(2) 特例制度利用時の流れ



※異議申出がある場合は流れが異なります。

13 認可の取消と解散

(1) 取消

認可地縁団体が、認可要件（4 ページ参照）のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、市長はその認可を取り消すことができます。

【根拠法令】 地方自治法第 260 条の 2 第 14 項

(2) 解散

次の要件のいずれかに該当するとき、認可地縁団体は解散となり、市長への届出や清算に伴う債権申出の公告手続き等が必要になります。解散に伴う必要な手続きを怠ると過料に処せられる場合があり、注意が必要です。認可地縁団体を解散する場合は、事前に市民・NPO活動推進課（電話 924-3471）まで御相談ください。

【根拠法令】 地方自治法第 260 条の 20

- ①規約に定めた解散事由が発生したとき
- ②破産したとき
- ③認可を取り消されたとき
- ④総構成員の 4 分の 3 以上の同意のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ⑤構成員が欠けたとき
- ⑥合併により、当該認可地縁団体が消滅するとき

14 認可地縁団体の合併

地方自治法の改正により、令和 5 年 4 月から、同一市町村内の他の認可地縁団体との合併が可能となりました。合併を検討される場合は、事前に市民・NPO活動推進課（電話 924-3471）まで御相談ください。

【根拠法令】 地方自治法第 260 条の 38 及び第 260 条の 39

15 認可地縁団体の規約作成例

(1) 各規定の解説

条 文	解 説
〇〇〇〇〇規約 第1章 総則 (名称) 第1条 この会は、〇〇〇〇〇（以下「本会」という。）と称する。 (主たる事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を〇〇〇〇〇〇〇〇に置く。 (区域) 第3条 本会の区域は、福島県郡山市〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「区域」という。）とする。	① 第1条は、地縁による団体の名称に関する規定である。 ② 名称については、地方自治法上、何らの制約もない。通常は、その地域の名称や地域の特性を表す名称となると想定される。 ① 第2条は、地縁による団体の事務所の位置に関する規定である。 ② 所在地について、地方自治法上、特段の定めもなく、事務所の番地等を示すことも可能であり、「代表者の自宅」とすることも可能である。 ① 第3条は、地縁による団体の区域に関する規定である。 ② 「区域」は、当該市町村内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることを要するものであり、例えば、河川、道路等により区域が画されていることなどをいうものである。(平成3年4月2日付け自治省行政局行政課長通知) ③ ②から、河川や道路等により区域を画する表示も認められる。(例〇〇〇△番地のうち〇〇川の南側) ④ この規定は、新たに区域の設定、変更を前提とする趣旨ではない。 ⑤ 区域を文字で表すことが難しい場合は、「〇〇町△△地内のうち、別紙地図上で示す区域」とすることも可能である。この場合、規約の巻末には、区域図を添付すること。

(目的) 第4条 本会は、良好な地域社会の維持と形成のため、民主的な運営の下に、次の各号に掲げる地域的な共同活動を行うことを目的とする。 (1) ○○○○○○○こと。 (2) ○○○○○○○○○こと。 (3) その他本会の目的達成に必要な事業	①「目的」は、その地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容を出来るだけ具体的に定めることが望ましい。(平成3年4月2日付け自治省行政局行政課長通知) ② ①から、「区域内の私道の所有・整備・維持管理」「家庭用ゴミ収集場所の整備」等、極力、地縁による団体の活動内容を具体的に規定し、最後に「その他本会の目的達成に必要な事業」というような包括規定を設けることになる。 ③ 地方自治法第260条の2第2項第1号の規定により、特定の活動のみを目的とするような記載(スポーツ活動のみといったものや、ボランティア活動のみといったものがこれに該当する)は認められない。
第2章 会員 (会員の資格) 第5条 本会の会員は、区域に住所を有する全ての個人ができる。 2 本会は、その者の加入によって、その目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められ、その者の加入を拒否することが社会通念上、あるいは前項の趣旨から客観的に、妥当であると認められる場合等の正当な理由なくして、区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできない。 3 区域に事業所又は事務所を置く組合又は法人等の団体若しくは区域に住所は有しないが不動産を所有する個人又は法人は、本会の賛助会員になることができる。	① 第5条は、地縁による団体の会員に関する規定である。 ② 地縁による団体は、「区域に住所を有する個人が全て地縁による団体の構成員となりうること」(地方自治法第260条の2第2項第3号)及び「当該地縁による団体は正当な理由が無い限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではないこと」(同条第7項)は必ず定めなければならないものである。(平成3年4月2日付け自治省行政局行政課長通知) ③ 地縁による団体の構成員として、区域内に住所を有する法人・組合等の団体が賛助会員等になることを妨げるものではない(平成3年4月2日付け自治省行政局行政課長通知)。 また、区域内に不動産を有する法人・個人も賛助会員になることを妨げるものではない。(例えば、別荘地の住民が夏期にそこに居住するような場合、その地域の地縁による団体に賛助会員として参加すること等が考えられる。) 区域外に住所を有する法人・個人が賛助会員になるにあたって、各地縁による団体が独自の会員資格の基準を有することも可能であるが、地縁による団体を地方自治法上

(入会金) 第6条 本会の会員又は賛助会員（以下「会員等」という。）になろうとする者は、入会金を納入しなければならない。 2 入会金の金額及び徴収方法は、総会の議決を経て別に定める。 (会費) 第7条 会員等は、会費を納入しなければならない。 2 会費の種類、金額及び徴収方法は、総会の議決を経て別に定める。 (退会) 第8条 会員等が、次の各号のいずれかに該当した場合は退会したものとみなす。 (1) 会員が、区域内に住所を有しなくなった場合 (2) 賛助会員のうち区域内に事業所又は事務所を置くことを要件とする組合又は法人等の団体が、区域内に事業所又は事務所を有しなくなったとき。 (3) 賛助会員のうち区域内に不動産を所有することを要件とする個人又は法人が、不動産を有しなくなったとき。 2 本会を退会しようとする者は、書面をもってその旨を届けなければならない。	法人化した趣旨に反しないように注意を要する。 ④ 地縁による団体の加入は、個人の自由な意思にもとづいて行われなければならない、加入を強制することはできない。 ⑤ ここに、他に会員名簿の整理の規定等の手続規定を置くことも考えられる。 ① 第6条は、地縁による団体に入会する際に支払わなければならない入会金についての規定である。 ② 具体的な金額等については、規約で定めることも考えられるが、左記のように総会の議決による方法も考えられる。 ③ 一括して、入会の際の手続きをこの条項に置くことも可能である。 ④ 入会金と会費の規定を1つの条文に盛り込むことも可能である。 ⑤ 従来、入会金を納める必要がなかった団体は、必ずしも入会金の規定を置く必要はない。 ① 第7条は、地縁による団体の会員が団体に所属することに伴う義務に関する規定で、通常は会費が考えられるが、その他のもの（例えば、賦役等）を定めることもある。 ② 会費等の減免がある場合は、その旨、規約に規定する必要があるが、詳細については、規程で別に定めることとなる。 ① 第8条は、退会に関する規定である。 ② 左記は、賛助会員を前記のとおり設置した場合の規定である。各地縁による団体ごとに、賛助会員の有無、資格要件に応じて様々な規定が考えられる。 ③ 詳細な手続きについては、規程で別に定めることになる。
--	--

(除名) 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において会員総数の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。 (1) 会費を1年以上納入しない場合 (2) 本会の名誉を著しく毀損し、又はその秩序を乱した場合 2 前項第2号の規定により会員を除名しようとする場合は、除名の議決を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。 (会費の不返還) 第10条 会員が、既に納入した会費、その他の拠出金は、これを返還しない。 第3章 役員 (役員の種別) 第11条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 ○人 (3) 委員 ○人 (4) 監事 ○人 2 役員は、総会において選任する。 3 会長、副会長及び委員と監事は、相互に兼ねることはできない。	① 第9条は、除名に関する規定である。 ② この規定は、会費をまったく納入しなかったり、地縁による団体の名誉を著しく毀損したり、又は秩序を乱したり（例えば、会員の中で暴力団に所属するようになり、破廉恥事件を引き起こした場合等）した者が現れたときのことを想定している。 なお、地方自治法第260条の2第8項の差別的取扱の禁止の規定に抵触するおそれがあるため、極めて慎重な手続きを要し、住民の少数意見を封じこめることにならないように注意しなければならない。そのため、除名のために要する要件を厳しくすること等が要請される。 ③ 上記のような懸念もあることから、除名に関する規定を設けなくともよい。 ① 第10条は、会費不返還に関する規定である。脱会の際にこの規定がない場合は財産の分与等をめぐり、紛争が生じるおそれがあり、確認的に左記規約例のとりの規定を置くことが考えられる。 ② 左記の規定は会費の条項に置くことも可能である。 ① 第11条は、地縁による団体の役員に関する規定である。 ② 公益法人の場合、対外的代表機関である理事を複数置くことを認めたが、地縁による団体の場合は、地域社会の維持と改善という対内的な活動が主であり、公益法人のように団体の移動について考慮する必要もないため、対外的代表機関である代表者を1人に限る扱いとしたものである。 ③ 役員の名称や組織体制は、各地縁による団体ごとに大きく異なるものであり、左記の規約例に拘束されるものではない。 ④ 会長、副会長、委員と監事の兼任は監査が会務の執行を監査する役職上、避ける必要があるため、これを明文化することが望ましい。
--	--

(役員の任務及び権限) 第 12 条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。 3 委員は、総会の議決を経て会長が別に定める会務を執行する。 4 監事は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 本会の財産の状況を監査すること。 (2) 会長の会務執行の状況を監査すること。 (3) 財産の状況又は会務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。 (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。 〔担当委員を置くことを明文化する場合〕 5 会計担当委員は、本会の出納事務処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。 6 書記担当委員は、会務を記録する。 (役員の任期) 第 13 条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員の役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。 (役員の解任) 第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、会員総数の3分の2以上の議決により、その役員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められる場合 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為がある場合 2 前項第2号の規定により役員を解任しようとする場合は、解任の議決を行う総会においてその役員に弁明の機会を与えなけれ	① 第 12 条は、役員の任務及び権限に関する規定である。 ② 左記規約例は、公益法人に準じたものとしている。前記のとおり、地縁による団体の組織は千差万別であり、必ずしも左記規約例のとおり組織を有しているわけではない。民法の強行規定（当事者の合意により変更が認められない公の秩序に関する規定）に反しない範囲で独自の組織の規定を有することを妨げるものではない。 ③ 監事について、第 4 項に掲げられたものは、地方自治法第 260 条の 12 に掲げられたもので、最低限、必要とされるものであるが、他に、第 4 項に役員会の招集権を認めることも考えられる。 ④ 役員の中で、委員から「会計」や「書紀」等の担当委員を置くことも考えられる。役員外の者を、こうした特別の担当者に当てることも考えられる。もちろん、これ以外の担当役員を置くことは可能である。 ① 第 13 条は、役員の任期に関する規定である。 ② 役員の任期は、特に法令上定めはないが、数カ月といったあまりに短期では事務執行の一貫性を損ねることになり、他方、長期にわたるものも種々の弊害があり、いずれも避けることが適当である。 ① 第 14 条は、役員の解任に関する規定である。 ② 役員の選任の場合と同様に個別に総会の議決を要するものとするかどうかについて、規程でその手続きを具体的に定めておくことが適当である。
--	---

ばならない。 (報酬等) 第 15 条 役員に対し、報酬を支給することができる。 2 役員には、費用を弁償することができる。 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。 第 4 章 会議 (種別) 第 16 条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は、定期総会と臨時総会とする。 (構成) 第 17 条 総会は、本会の会員をもって構成される。 2 役員会は、会長、副会長及び委員をもって構成される。 (権能) 第 18 条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。 (1) 事業計画及び収支予算 (2) 事業報告及び収支決算 (3) その他本会の運営に関する重要な事項 2 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。 (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (2) 役員会として総会に付議する事項	① 第 15 条は、役員の報酬に関する規定である。 ② 有給である場合、総会の議決を経て会長が別に定める必要がある。 ③ 費用弁償については、特に総会の議決を経ずに、直接、会長が定めることも可能である。 ① 第 16 条は、地縁による団体における会議の種別に関する規定である。 ② 第 11 条の解説で示したとおり、各地縁による団体によって、組織は大きく異なるものであり、左記の規約例に拘束されるものではない。しかし、会議についても民法の規定が準用されていることに留意する必要がある。 ① 第 17 条は、地縁による団体の会議の構成に関する規定である。 ② 賛助会員については、これを置いた団体が、その実情に応じて、総会等会議への参加方針を決めるものとする。 ③ 役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、会の実務上の意思決定機関にふさわしいものとするのが望ましい。監事は、会務の執行を監査する職務上、具体的な会務に執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当である。 ① 第 18 条は、地縁による団体の会議の権能に関する規定である。 ② 第 1 項では、総会における議決事項を列記している。少なくとも、「事業計画及び収支予算」については、総会の議決事項とすべきであって、役員会の議決事項とすることは適当でない。 ③ 第 2 項では、役員会における議決事項を列記している。会の実務上の意思決定機関として必要なものを列記した。必要に応じ
--	--

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (開催) 第 19 条 定期総会は、年 1 回開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 役員会が必要と認める場合 (2) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により請求がある場合 (3) 監事が、第 12 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集する場合 3 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認める場合 (2) 委員現在数の○分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合 (招集) 第 20 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。 2 総会を招集する場合は、会員に対し、開会の日の 5 日前までに、その日時、場所及び目的たる事項を、書面をもって通知しなければならない。	てこれ以外のものを規定することも可能である。 ① 第 19 条は、地縁による団体の会議の開催に関する規定である。ここでは、通常、開催の回数と開催される月が規定される。 ② 定期総会は、通常年 1 回開催されるが、団体によって年数回開催されたとしても問題はない。定期総会は、少なくとも年 1 回は開催することが地方自治法第 260 条の 13 の規定により必要である。 ③ 臨時総会の開催要件も、団体ごとに異なるであろうが、第 2 項の規定は地方自治法第 260 条の 14 に対応した規定である。 ④ 地方自治法第 260 条の 14 第 2 項但書で規定されている、臨時総会の招集を求め得る会員の割合「5 分の 1 以上」を規約で増減することは可能であるが、会員の臨時総会招集を求める権利を不当に奪うことにならないように留意する必要がある。 ⑤ 監事に役員会招集権を認めた場合、これについて第 3 項に列記することも考えられる。その他、慣行上、開催するときがある場合は、ここに列記しておく必要がある。 ⑥ 総会の場所を確保せず、直接集まって意見を述べたい会員にその機会を設けない「書面のみによる総会」の開催は、地方自治法に定めがないことから、認められない。同法第 260 条の 19 の 2 の規定により、所定の条件を満たすことで、総会において決議すべき事項を、総会を開催せずに書面又は電磁的方法によって決議することができるが、この場合においても、構成員が直接意見を表明し、自由かつ相互に議論ができる場として、毎年 1 回の総会の開催は必要と考えられる。 ① 第 20 条は、地縁による団体の会議の招集に関する規定である。 ② 第 2 項において、役員会を含めるため、「総会」を「会議」と置換え、「会員」の後に「及び役員」を加えることも可能である。
--	--

(議長) 第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。 (定足数) 第 22 条 会議は、総会においては会員総数の半数以上、役員会においては会長、副会長及び委員現在数の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。 (議決) 第 23 条 会議の議決は、この規約に定めるもののほか、総会において出席した会員の、役員会においては役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員又は役員として議決に加わる権利を有しない。 2 会員の表決権は、平等であるものとし、不当な取扱いをすることはできない。 3 世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、このことが合理的であると認められる事項について、定足数及び議決について、1 世帯につき会員が所属する世帯の構成員数分の 1 票として取り扱うことができる。この場合においても、世帯の構成員は、会員としての議決権を行使することができる。	① 第 21 条は、地縁による団体の会議における議長の規定である。 ② 左記規約例の内容は、通常想定されるものである。 ① 第 22 条は、会議の定足数の規定である。 ② 会議の種類によって定足数を変えることを想定したものが左記規約例である。また、会員の半数以上の出席が困難とする団体は、これよりも少ない定足数を規定することも可能であるが、あまり少数の者の賛成で総会の議決が得られることのないよう、慎重に対処する必要がある。逆に定足数を厳しくするものは、定足数を減らす場合より、問題が生じる度合いが小さいが、あまり厳しいと総会の成立を困難になる点に留意する必要がある。 ③ 第 25 条にあるように、書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員を定足数に含める点に留意する必要がある。 ① 第 23 条は、会議の議決に関する規定である。 ② 通常、会議は過半数をもって決すると想定されるが、特別に重要な事項について、第 24 条のように 3 分の 2 以上や 4 分の 3 以上といった特別の議決を要する旨を定めることも可能である。 ③ 第 2 項の表決権の平等の規定は、構成員の団体に対する権利行使である総会の表決を平等とすることにより、会員が平等な権利主体であることを表したものである。 ④ 前記のとおり、地縁による団体の構成員は、各々 1 個の平等な表決権を有していることが原則であるが、従来の自治会等においては、世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきた。よって、妥協策として、第 3 項のような規定が考えられる。世帯で表決権を取りまとめるためには、その世帯の他の構成員の表決権を委任することが考えられる。 ⑤ 未成年者については、民法の未成年者に関する規定に従って表決権の行使が行われ
---	--

(特別な議決) 第 24 条 次に掲げる事項は、前 2 条の規定にかかわらず、会員総数の半数以上が出席し、その 3 分の 2 以上の賛成による総会の議決を必要とする。 (1) 重要な資産の得喪及び契約に関する事項 (書面表決等) 第 25 条 やむを得ない事由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第 22 条から第 24 条までの規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 (議事録) 第 26 条 総会を閉会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の日時及び場所 (2) 会員の現在数 (3) 総会に出席した会員の数 (4) 審議事項及び議決事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。	ることになる。 ⑥ 第 3 項による議決の範囲はかなり限定され、規約の変更、財産処分及び解散の議決等に第 3 項の表決方法は認められない。 ① 第 24 条は、特別の議決に関する規定を定める場合の規定である。 ② 第 1 号については、特別の議決となる資産の得喪や契約について、その具体的な金額を規程で定める必要がある。 ③ 他にも、無償貸付及び無償譲渡等も、一定の金額を超えるものについては、ここの各号に掲げることも考えられる。 ① 第 25 条は、書面若しくは電磁的方法による表決及び委任による代理表決の規定である。 ② この規定は、構成員が総会に都合等で出席できない場合でも総会での表決に道を開いたものである。 ③ 第 2 項の規定によって、総会において定足数に達することが容易になる。 ※ ここでいう電磁的方法とは、具体的には、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決などが考えられる。 ① 第 26 条は、総会の会議録に関する規定である。 ② 会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが規約変更の認可を市町村に申請する場合等に求められることから、議事録についても明確な規定が必要である。 ※ ここに掲げた規定以外にも、前記のとおり様々な規定が各地縁による団体の実情に応じて考えられるであろうが、例として、比較的小規模の団体について考えられる総会における構成員の緊急議案提案権を掲げておく。
--	--

第5章 資産及び会計 (資産の構成) 第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成される。 (1) 別紙財産目録記載の財産 (2) 会費 (3) 寄付金品 (4) 資産から生ずる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入 (資産の管理) 第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て別に定める。 (経費の支弁) 第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (会計年度) 第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	(緊急議案提出権) 第〇条 会員は、総会において議案を提出することができる。ただし、第24条各号に掲げる事項については、この限りではない。 2 前項の規定により議案を提出するときは、総会に出席した会員（代理人を含む）の〇分の〇以上の者の賛成がなければならない。 ① 第27条は、地縁による団体の資産の構成に関する規定である。 ② 第1号の「別紙財産目録記載の財産」のところに、個別具体的な動産、不動産及び金融資産を掲げておくことも可能である。 ① 第28条は、資産の管理に関する規定である。 ② 資産の管理の規定と経費の支弁の規定を同一の条文に規定することも可能である。 ③ 団体の重要な資産、例えば、不動産等の重要な固定資産等の処分や一定の金額以上の借入金については、総会の議決を要することが適当である。また、また、その中でも特に重要なものについては、第24条に定めた特別の決議を要することも可能である。 ④ 資産の管理については、規程を明確に定め、杜撰な管理状況に陥らないように心掛けなければならない。 ① 第29条は、地縁による団体の経費の支弁に関する規定である。 ① 第30条は、会計年度に関する規定である。
--	---

(事業計画及び予算) 第 31 条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。 2 会計年度開始前に、事業計画及び収支予算の総会における承認が得られないときは、役員会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、収入支出することができる。 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。 (事業報告及び決算) 第 32 条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後、3 か月以内に総会の承認を得なければならない。 第 6 章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第 33 条 この規約は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、郡山市長の認可を得なければ変更することができない。	② 会計年度の定め方は、特に制限はない。左記の規約例のように 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとするか、1 月 1 日から 12 月 31 日までとする例が多いと思われる。 ① 第 31 条は、事業計画及び予算に関する規定である。 ② 第 2 項は、暫定予算に関する規定である。 ③ 年度途中で年度当初に承認を得た事業計画以外に新規で事業を行う場合は、補正予算を組み、臨時総会で承認を受けることになる。 ① 第 32 条は、事業計画及び決算に関する規定である。 ② 決算の承認は、会計年度終了後、あまりに間隔があくことは好ましくない。3 か月程度が 1 つの目安となる。 ① 第 33 条は、規約の変更に関する規定である。 ② 規約の変更は、総会の専権事項であり、役員会等に委任することはできない。 ③ 規約変更の申請は、変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。(地方自治法施行規則第 22 条) ④ 地方自治法第 260 条の 3 の規定によれば、原則的に会員総数の 4 分の 3 以上の同意を要することになるが、但書の規定に従い、「4 分の 3 以上」以外の定数を定めることも可能である。しかし、規約の変更という重要事項をより少数の構成員の意思によって決することのないように、定数の緩和は行わない方が望ましい。
--	--

(解散及び残余財産の処分) 第 34 条 本会は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、郡山市長へ届け出た後でなければ解散することができない。 2 解散のときに存する残余財産は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、郡山市長へ届け出た後に、地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体又は本会と類似の目的を有する団体に帰属する。	① 第 34 条は、認可地縁団体の解散とこれに伴う残余財産の処分に関する規定である。左記規約例以外に、手続きにおいて民法や非訟事件手続法の規定が多く準用されていることに留意する必要がある。 ② 地方自治法の規定によれば、原則的に会員総数の 4 分の 3 以上の同意を要することになるが、これも但書の規定に従い、「4 分の 3 以上」以外の定数を定めることも可能である。しかし、団体の解散という一層重要な事項を少数の構成員の意思によって決することのないように、定数を緩和する場合は慎重に対処する必要がある。 ③ 法人となった当初から、解散時の残余財産の具体的な処分先を明らかにしておくことは、困難である。よって、規約においては、帰属権利者を指定する方法を定めておくことが適当である。 ④ 今回の地縁による団体の法人化が認められるようになった趣旨が、当該団体内部で総有（財産の共同所有の形態の 1 つ。財産の管理処分の権能は共同所有者が形成した団体に帰属し、使用収益の権能は各構成員に帰属する。各構成員は、財産について持分はなく、分割請求もできない。）的な所有形態にあった財産を法人化した団体に帰属させ、従来多発した財産をめぐるトラブルを防止することにあることに鑑み、通常、認可地縁団体が解散した後は、法人設立以前のような総有的な権利関係に復帰すると解すべきである。
(合併) 第 35 条 本会は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、郡山市長の認可を受けなければ合併することはできない。	① 第 35 条は、合併に関する規定である。 ② 地方自治法第 260 条の 39 の規定によれば、原則的に会員総数の 4 分の 3 以上の同意を要することになるが、但書の規定に従い、「4 分の 3 以上」以外の定数を定めることも可能である。しかし、合併という重要事項をより少数の構成員の意思によって決することのないように、定数の緩和は行わない方が望ましい。

第 7 章 雑則	
(備付け帳簿及び書類) 第 36 条 本会の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければない。 (1) 規約 (2) 会員名簿 (3) 認可及び登記等に関する書類 (4) 総会及び役員会の議事録 (5) 収支に関する帳簿 (6) 財産目録等資産の状況を示す書類 (7) その他必要な帳簿及び書類 (委任) 第 37 条 この規約の施行に関して必要な事項は、この規約に定めるものを除き、会長が総会の議決を経て別に定める。	① 第 36 条は、地縁による団体の備付け帳簿及び書類に関する規定である。
附 則 1 この規約は、本会の設立認可の日から施行する。 2 本会の設立当初の役員は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条の規定にかかわらず、令和〇年 3 月 31 日までとする。 3 本会の設立当初の会計年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年 3 月 31 日までとする。 4 本会の設立当初の会計年度(及び次年度)の事業計画及び収支予算は、第 31 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。	① 第 37 条は、規約の施行に関して必要な規則を、会長に委任する規定である。 ② 委任は、会長の他に役員会に対して行われることも考えられる。 ③ 委任に際しては、総会の議決を経ることを要件とすると規定すべきである。 ④ 規約施行上の細則には、「弔慰金規程」、「旅費規程」、「会議規程」等が考えられる。 ① 通常、施行期日は、認可年月日となる場合が多いと考えられる。 ② これにより、設立初年度の役員、事業計画・予算及び会計年度が変則となる場合が予想されるが、このための特則として左記規約例が考えられる。

(2) 規約作成例

〇〇〇〇〇〇規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇〇〇 (以下「本会」という。) と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を〇〇〇〇〇〇〇〇に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、福島県郡山市〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「区域」という。) とする。

(目的)

第4条 △△△は、良好な地域社会の維持と形成のため、民主的な運営の下に、次の各号に掲げる地域的な共同活動を行うことを目的とする。

- (1) 〇〇〇〇〇〇〇〇こと。
- (2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇こと。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、区域に住所を有する全ての個人になることができる。

- 2 本会は、その者の加入によって、その目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められ、その者の加入を拒否することが社会通念上、あるいは前項の趣旨から客観的に、妥当であると認められる場合等の正当な理由なくして、区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできない。
- 3 区域に事業所又は事務所を置く組合又は法人等の団体若しくは区域に住所は有しないが不動産を所有する個人又は法人は、本会の賛助会員になることができる。

(入会金)

第6条 本会の会員又は賛助会員 (以下「会員等」という。) になろうとする者は、入会金を納入しなければならない。

- 2 入会金の金額及び徴収方法は、総会の議決を経て別に定める。

(会費)

第7条 会員等は、会費を納入しなければならない。

2 会費の種類、金額及び徴収方法は、総会の議決を経て別に定める。

(退会)

第8条 会員等が、次の各号のいずれかに該当した場合は退会したものとみなす。

- (1) 会員が、区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 賛助会員のうち区域内に事業所又は事務所を置くことを要件とする組合又は法人等の団体が、区域内に事業所又は事務所を有しなくなったとき。
- (3) 賛助会員のうち区域内に不動産を所有することを要件とする個人又は法人が、不動産を有しなくなったとき。

2 本会を退会しようとする者は、書面をもってその旨を届けなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において会員総数の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しない場合
- (2) 本会の名誉を著しく毀損し、又はその秩序を乱した場合

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとする場合は、除名の議決を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第10条 会員が、既に納入した会費、その他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種別)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 委員 ○人
- (4) 監事 ○人

2 役員は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び委員と監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の任務及び権限)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 委員は、総会の議決を経て会長が別に定める会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。

- (2) 会長の会務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は会務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員の役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、会員総数の3分の2以上の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められる場合
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為がある場合
- 2 前項第2号の規定により役員を解任しようとする場合は、解任の議決を行う総会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第15条 役員に対し、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第16条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は、定期総会と臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、本会の会員をもって構成される。

- 2 役員会は、会長、副会長及び委員をもって構成される。

(権能)

第18条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 役員会として総会に付議する事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 19 条 定期総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認める場合

(2) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により請求がある場合

(3) 監事が、第 12 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集する場合

3 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) 委員現在数の〇分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合

(招集)

第 20 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会員に対し、開会の日の 5 日前までに、その日時、場所及び目的たる事項を、書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 22 条 会議は、総会においては会員総数の半数以上、役員会においては会長、副会長及び委員現在数の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 23 条 会議の議決は、この規約に定めるもののほか、総会において出席した会員の、役員会においては役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員又は役員として議決に加わる権利を有しない。

2 会員の表決権は、平等であるものとし、不当な取扱いをすることはできない。

3 世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、このことが合理的であると認められる事項について、定足数及び議決について、1 世帯につき会員が所属する世帯の構成員数分の 1 票として取り扱うことができる。この場合においても、世帯の構成員は、会員としての議決権を行使することができる。

(特別な議決)

第 24 条 次に掲げる事項は、前 2 条の規定にかかわらず、会員総数の半数以上が出席し、その 3 分の 2 以上の賛成による総会の議決を必要とする。

(1) 重要な資産の得喪及び契約に関する事項

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない事由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 22 条から第 24 条までの規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 総会を閉会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の数
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成される。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 28 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第 29 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 30 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 31 条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。

- 2 会計年度開始前に、事業計画及び収支予算の総会における承認が得られないときは、役員会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 32 条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後、3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

第 6 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 33 条 この規約は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、郡山市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 34 条 本会は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、郡山市長へ届け出た後でなければ解散することができない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、郡山市長へ届け出た後に、地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体又は本会と類似の目的を有する団体に帰属する。

(合併)

第 35 条 本会は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、郡山市長の認可を受けなければ合併することはできない。

第 7 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 36 条 本会の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第 37 条 この規約の施行に関して必要な事項は、この規約に定めるものを除き、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、本会の設立認可の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条の規定にかかわらず、令和〇年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会の設立当初の会計年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立当初の会計年度（及び次年度）の事業計画及び収支予算は、第 31 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

16 参考法令

地方自治法（抜粋）

- 第 260 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - (4) 規約を定めていること。
- 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 区域
 - (4) 主たる事務所の所在地
 - (5) 構成員の資格に関する事項
 - (6) 代表者に関する事項
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) 資産に関する事項
- 4 第 2 項第 2 号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- 5 市町村長は、地縁による団体が第 2 項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第 1 項の認可をしなければならない。
- 6 第 1 項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7 第 1 項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第 1 項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

- 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- 17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。
- 第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
- 2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第260条の5 認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。
- 第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。
- 第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第 260 条の 10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第 260 条の 11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1 人又は数人の監事を置くことができる。

第 260 条の 12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第 260 条の 13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第 260 条の 14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 総構成員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の 5 分の 1 の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第 260 条の 15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも 5 日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第 260 条の 16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第 260 条の 17 認可地縁団体の総会においては、第 260 条の 15 の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 260 条の 18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- 2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- 3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第 260 条の 19 の 2 において同じ。）により表決をすることができる。
- 4 前 3 項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第 260 条の 19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第 260 条の 19 の 2 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- 2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- 3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- 4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第 260 条の 20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 第 260 条の 2 第 14 項の規定による同条第 1 項の認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。
- (6) 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第 260 条の 21 認可地縁団体は、総構成員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 260 条の 22 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第 260 条の 23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第 260 条の 24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第 260 条の 25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第 260 条の 26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第 260 条の 27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第 260 条の 28 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2 月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第 1 項の公告は、官報に掲載してする。

第 260 条の 29 前条第 1 項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第 260 条の 30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。
- 第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。
- 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- 3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。
- 第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- (2) 解散及び清算の監督に関する事件
- (3) 清算人に関する事件
- 第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。
- 第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。
- 第260条の38 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。
- 第260条の39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。
- 2 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第 260 条の 40 認可地縁団体は、前条第 3 項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から 2 週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 認可地縁団体は、前条第 3 項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から 2 週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2 月を下ることができない。

第 260 条の 41 債権者が前条第 2 項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前 2 項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第 260 条の 42 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第 260 条の 43 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第 260 条の 44 市町村長は、第 260 条の 41 第 3 項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第 260 条の 39 第 3 項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

3 合併により設立した団体は、第 1 項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

4 第 1 項の規定により告示した事項は、第 260 条の 2 第 10 項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

5 第 260 条の 4 第 1 項の規定は、第 1 項の規定による告示があつた場合について準用する。

第 260 条の 45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 260 条の 39 第 3 項の認可を取り消すことができる。

(1) 第 260 条の 39 第 3 項の認可をした日から 6 月を経過しても第 260 条の 41 第 3 項の規定による届出がないとき。

(2) 認可地縁団体が不正な手段により第 260 条の 39 第 3 項の認可を受けたとき。

2 前条第 1 項の規定による告示後に前項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により第 260 条の 39 第 3 項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第260条の46 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下つてはならない。

3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

4 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第260条の47 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記

所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第 1 項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- 2 不動産登記法第 60 条の規定にかかわらず、前条第 4 項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第 1 項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第 260 条の 48 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）により、50 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 260 条の 22 第 2 項又は第 260 条の 30 第 1 項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (2) 第 260 条の 28 第 1 項又は第 260 条の 30 第 1 項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- (3) 第 260 条の 40 第 1 項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- (4) 第 260 条の 40 第 2 項又は第 260 条の 41 第 2 項の規定に違反して、合併をしたとき。

地方自治法施行規則（抜粋）

第 18 条 地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に規定する申請は、同条第 1 項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第 18 条の 2 地方自治法第 260 条の 39 第 4 項において準用する同法第 260 条の 2 第 2 項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- (2) 地方自治法第 260 条の 39 第 3 項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- (3) 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- (6) 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第 19 条 地方自治法第 260 条の 2 第 10 項（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 76 条の 13 第 4 項及び森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 100 条の 22 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を行った場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 認可年月日

- (2) 土地改良法第 76 条の 13 第 3 項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 土地改良法第 76 条の 12 第 2 項第 5 号の日又は同法第 76 条の 13 第 1 項の認可を受けた日のいずれか遅い日

(3) 森林組合法第 100 条の 22 第 3 項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第 100 条の 20 第 2 項第 7 号の日又は同法第 100 条の 22 第 1 項の認可を受けた日のいずれか遅い日

(4) 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

(5) 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

(6) 前 2 号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第 20 条 地方自治法第 260 条の 2 第 11 項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第 21 条 地方自治法第 260 条の 2 第 12 項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第 19 条及び第 22 条の 2 の 4 に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第 22 条 地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第 22 条の 2 地方自治法第 260 条の 18 第 3 項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第 22 条の 2 の 2 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 1 項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第 1 項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

3 第 1 項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 1 項に規定する決議を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第 1 項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第 22 条の 2 の 3 地方自治法第 260 条の 41 第 3 項の規定による届出は、届出書に同法第 260 条の 40 第 2 項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第 260 条の 41 第 2 項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第 22 条の 2 の 4 地方自治法第 260 条の 44 第 1 項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 合併後の認可地縁団体の名称

- (2) 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- (3) 合併後の認可地縁団体の区域
- (4) 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- (5) 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- (6) 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 地方自治法第 260 条の 39 第 3 項の認可の年月日
- (10) 合併前の各認可地縁団体の名称
- (11) 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第 22 条の 2 の 5 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- (2) 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 申請者が代表者であることを証する書類
- (4) 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第 22 条の 3 地方自治法第 260 条の 46 第 2 項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- (2) 前条第 2 項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- (3) 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
- (4) 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第 22 条の 4 地方自治法第 260 条の 46 第 4 項に規定する証する情報の提供は、前条第 1 項第 2 号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第 22 条の 5 地方自治法第 260 条の 46 第 5 項に規定する通知は、第 22 条の 3 第 2 項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、町又は字の区域その他本市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けたもの(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

（登録の資格）

第2条 認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)は、1団体1個に限り認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。

- (1)地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)第19条第1項第1号へに規定する職務代行者
- (2)法第260条の9に規定する仮代表者
- (3)法第260条の10に規定する特別代理人
- (4)法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

（登録の申請）

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書(以下「登録申請書」という。)に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、自ら市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する登録申請書の代表者等の氏名の次に押す印鑑は、郡山市印鑑条例(平成8年郡山市条例第43号)の規定により登録している代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)とする。

（登録）

第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、省令第21条第2項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したうえ、登録するものとする。

（登録申請の不受理）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する認可地縁団体印鑑については、登録の申請を受理しないものとする。

- (1)ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2)印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートル以下の正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3)印影を鮮明に表しにくいもの
- (4)その他市長が認可地縁団体印鑑として不適当と認めたもの

（登録事項）

第6条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「登録原票」という。)を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1)登録番号
- (2)登録年月日
- (3)認可地縁団体の名称
- (4)認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5)認可地縁団体の認可年月日
- (6)代表者等に係る第2条の規定による登録の資格の区分
- (7)代表者等の氏名

- (8)代表者等の生年月日
 - (9)代表者等の住所
 - (10)その他市長が必要と認める事項
- (登録事項の修正)

第7条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出により登録原票の登録事項のうち変更に係るもの（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じたときは、職権によりこれを修正しなければならない。

(登録の廃止申請)

第8条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、登録した印鑑（以下「登録印鑑」という。）の登録を廃止しようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（以下「登録廃止申請書」という。）に押印し、自ら市長に印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

2 登録者は、登録印鑑を亡失したときは、直ちに登録廃止申請書に個人印鑑を添えて、自ら市長に印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。この場合において、第3号又は第4号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、当該登録者にその旨を通知しなければならない。

- (1) 登録者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 市長が認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として不適当と認めたとき。
- (4) その他市長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めたとき。

2 市長は、前条の規定による登録の廃止申請があったときは、審査したうえ、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。

(登録証明書の交付申請)

第10条 登録者が認可地縁団体印鑑登録証明書（以下「登録証明書」という。）の交付を受けようとするときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（以下「交付申請書」という。）に登録印鑑を押印し、自ら市長に申請しなければならない。

(登録証明書の交付)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえで、当該申請者に対して登録証明書を交付しなければならない。

2 登録証明書は、登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明し、あわせて次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

3 市長は、登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写しなければならない。

4 市長は、登録証明書を交付するときは、その末尾に登録原票に登録されている印影と相違ない旨を記載するものとする。

町内会等の法人化の手引き（令和 7 年 1 月改訂）

郡山市市民部市民・NPO活動推進課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

TEL：024-924-3471

FAX：024-931-5186

E-mail：shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp